

日本遺産「中世日本の傑作 益田を味わう」まち歩きアプリ作成業務 提案競技実施要領

令和3年9月28日

1. 目的

益田市へ国内外から訪れる観光客に対して、構成文化財の周遊や市内まち歩きを促し、日本遺産「中世日本の傑作 益田を味わう - 地方の時代に輝き再び -」の魅力発信と観光客満足度を高めることを目的として、携帯端末（スマートフォン・タブレット）のブラウザ上で利用可能なナビ機能等を有したWEBアプリを作成する。

実施にあたっては、この要領により提案競技を実施し、本業務の委託候補者を選定する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 日本遺産「中世日本の傑作 益田を味わう」まち歩きアプリ作成業務
- (2) 業務内容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和4年3月25日まで
- (4) 委託料上限額 12,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. プロポーザル参加資格

- (1) 単独の事業者、又は、複数の事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独の事業者として参加する場合は、令和3年度益田市入札参加資格者名簿に登録があり、かつ、島根県内に本店がある事業者（以下「県内事業者」という。）であること。コンソーシアムで参加する場合は、コンソーシアムの構成員のうち1以上は県内事業者であること。また、複数のコンソーシアム構成員になつての参加、コンソーシアム構成員と単独の事業者としての参加など、重複参加していないこと。
- (3) 過去5年間で、本業務と類似した業務（観光関連のWEB開発業務等）の履行実績を有すること。
- (4) 仕様書に定める委託業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有するとともに、実行委員会の指示に柔軟に対応できること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 益田市及び他の地方公共団体から指名停止措置又は入札参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生開始手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (9) 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員関係者（又はこれらであったもの）でないこと。
- (10) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に企画提案参加表明書を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出を要請する。

(1)募集期間	令和3年9月28日（火）～ 令和3年10月5日（火）正午 ※企画提案質問書（様式4）、企画提案説明書（様式5）はメールにより送付するため、問い合わせ先のメールアドレスへ事業者名と事業者のメールアドレスを連絡すること。
---------	---

(2)企画提案の参加 表明書の提出	企画提案に参加する者は、企画提案参加表明書（様式1）を令和3年10月5日（火）正午までに持参または郵送により1部提出すること。 <u>※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。</u>
(3)参加資格通知 予定日	令和3年10月6日（水）
(4)質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書（様式4）にて令和3年10月5日（火）正午までにメールにより提出すること。
(5)質疑の回答方法	回答は、質疑をとりまとめて同じものを参加者全員にメール回答する。 なお、各事業者内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しないので注意すること。
(6)質疑の回答 予定日	令和3年10月8日（金）
(7)企画提案書提出 期限	令和3年10月25日（月）正午
(8)提案審査会 予定日	令和3年10月26日（火）
(9)委託候補者の 決定	令和3年10月下旬
○提出先及び問い合わせ先 益田市 政策企画局 連携のまちづくり推進課 日本遺産推進室 内 益田の歴史文化を活かした観光拠点づくり実行委員会 事務担当 担当：島田 〒698-8650 益田市常盤町1番1号 TEL：0856-31-0081 FAX：0856-23-7708 アドレス： renkei@city.masuda.lg.jp	

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1)作成方法	・企画提案書（様式5）により作成する。 ・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。（必要に応じA3判の折り込みも可とする。）
(2)提出方法	・7部提出すること。※正本1部・副本6部（副本はコピー可） ・令和3年10月25日（月）正午までに持参又は郵送により提出すること。 <u>※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。</u>
(3)その他の書類	・見積書を1部提出すること。
(4)企画提案等に 係る留意事項	・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ⑤虚偽の内容が記載されているもの ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めないので留意すること。 ・企画提案の採否は、文書で通知する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・採用した提案は、内容の一部を変更することがある。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。 ・書類の作成など、提案に要する経費は提案者の負担とする。
--	---

6. 審査方法等

(1)審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・提案審査会において次項の評価項目について審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の委託候補者として選定する。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。 <p>(審査会予定) 日時 令和3年10月26日(火) 場所 益田市役所 3階 第2会議室 実施方法 1者あたりプレゼンテーション 20分以内、質疑応答 10分以内 を行い、審査を実施</p>		
(2)評価項目	項目	評価ポイント	配点
	業務遂行能力	実現性があり、高い効果が見込めるスケジュール設計、運営体制が提案されているか。	10
	実務実績	過去の実績や豊富な経験を有しているか。	10
	企画コンセプト ・構成・デザイン	事業目的を的確に把握した構成となっており、かつ、利用者の関心をひくデザインであるか。	15
	操作性	利用者が容易に操作でき、各機能を使いこなせるつくりとなっているか。	15
	独自提案	ご当地 VTuber を活用しつつ、利用者の満足度を高める独自提案を行っているか。	20
	他事業との連携	ポータルサイト等との役割分担・連携がきちんと計画されているか。	10
	保守・管理	運用コストの低減を十分に検討されているか。また、保守・管理に必要な体制を整える見込みがあるか。	10
	見積金額	30×提案者中の最低見積価格／見積価格－20 ※小数点第2位以下は切り捨て	10
		合計	
(3)委託候補者の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・各審査員が評価した得点を合算し、総得点の最も高い参加者を優先交渉者として選定し、契約締結に向けた交渉を行うものとする。なお、同点の場合は、くじにより決定するものとする。 ・第1位の優先交渉者が、失格に該当することが認められた場合又は実行委員会との契約交渉が不調となった場合は、次点とされた者と交渉を行うものとする。 ・提案審査会において、本業務を実施する目的、内容等に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、実行委員会の求める最低水準に達していないと判断された場合においては、本公募を打ち切るものとする。 ・プレゼンテーション参加者が1者の場合であっても、審査基準の基準点を満たす場合には当該業者を契約の相手方とすることができる。 		

	・令和3年10月下旬に、提案者全員に採否を通知する。
--	----------------------------

7. 契約手続等

(1)委託料上限額	12,100,000円（消費税及び地方消費税を含む） 上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、実行委員会との打合せに要する費用を含む。
(2)契約方法	委託候補者と委託内容、委託料について協議の上、契約書を作成して委託契約を締結する。 基本的に採択された企画内容により契約を締結するが、実行委員会が委託候補者と協議し、企画内容を変更する場合がある。
(3)委託料の支払	原則、精算払とする。
(4)契約書及び業務仕様書	別途作成・提示する。
(5)成果物の著作権	本事業により作成した成果物等の著作権は、実行委員会に帰属するものとする。